【重要】必ずお読みください

2023年10月からのインボイス制度施行にともない
「適格請求書発行事業者登録番号」の登録申請を
国税庁か税務署にしてください。

国税庁等から「適格請求書発行事業者登録番号」が届いたら

2023年7月31日までにUSS会場に通知（提出）してください。※注1

・USS入会契約時の名義と適格請求書登録者の名前が異なる場合、 受理できません。
・国税庁、税務署窓口が大変混雑しておりますので、申請手続きは速やかにお願いします。

▼

※注1　期日までに通知が確認できない場合は、

2023年10月1日よりオークション取引を停止

させていただきます。

特例措置等は一切ございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

▼

2023年10月1日以降
オークション取引を継続いただくために必要なこと

貴社の登録番号が記載された「適格請求書発行事業者登録通知書の写し」または「国税庁公表サイトの写し」にUSS会員番号と会社名を明記のうえ、2023年7月31日までに会場担当まで郵送またはFAXにて通知ください。

登録番号の申請および通知いただくまでのステップ

STEP1 申請書の作成 → STEP2 国税庁または税務署に提出 → STEP3 USSへ通知

※申請書の作成および国税庁または税務署への提出は、紙と電子(e-Tax)で異なります。
あくまでも参考情報となりますので、詳しくは国税庁専用サイトを参照ください。

STEP1 申請書の作成

申請書をダウンロードして、必要事項を記載します。
紙ではなく電子での申請も可能です。

・申請書のダウンロードはこちら：国税庁専用サイト「申請書ダウンロード」

・電子申請についてはこちら：国税庁専用サイト「電子申請について」

STEP2 国税庁または税務署に提出

申請書に必要事項を記載したら、国税庁または税務署に提出します。
紙で申請する場合は、管轄地域の「インボイス登録センター」に送付します。

・郵送による申請手続きはこちら：国税庁専用サイト「郵送による登録申請手続」

STEP3 USSへ通知

郵送またはFAXにてUSS担当会場へ登録番号を通知します。

詳しくは各会場経理課までお問合せください。

既に「適格請求書発行事業者登録番号」を通知済みの場合はご容赦のほどお願い申し上げます。